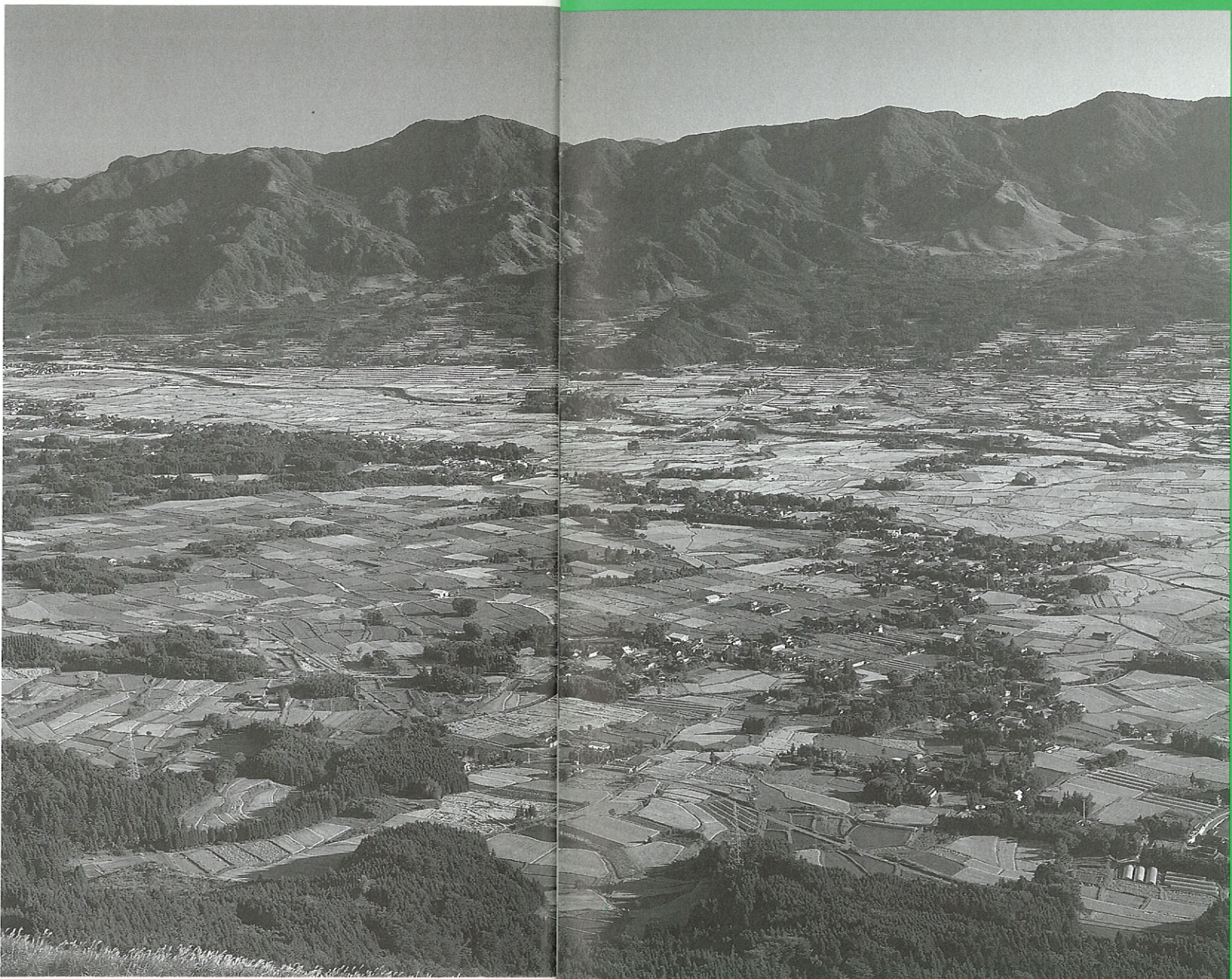


# 景観は未来への大切な財産です。

熊本には雄大な阿蘇の山々や青い海に浮かぶ天草に代表される自然、豊かな水と緑、そして、熊本城を始めとした歴史的財産があります。それらが見事に調和して、全国に誇るべき美しい景観が形づくられているのです。しかし、そこにも、都市化の進行に伴う変化の波が押し寄せ始めています。素晴らしい景観は私達共有の財産です。そして、また、未来の人々に渡す貴重な財産でもあります。時代にマッチした調和のある景観づくり。私たち一人ひとりが、真剣に取り組んでいく大切なテーマです。



守りたい。育てたい。

潤いと安らぎに満ちた景観づくりを  
目指して、昭和62年3月に熊本県は『熊  
本県景観条例』を制定しました。現在、  
この条例に基づき、景観形成地域に指  
定されているのが、熊本空港周辺と南  
阿蘇一帯。同地域内では宅地の開発、  
建物の新築、増築、樹木の伐採、自動  
販売機や広告物の設置などは届け出が  
義務付けられています。

また、県内27の区域を特定施設届  
出地区に指定。営業用施設などの新築、  
増築時に届け出を義務付けています。  
その他、マンション・商業ビルの建設等  
大規模行為に関しては県下全域にわた  
って基準を設けるなど、美しい景観づ  
くりに取り組んでいます。

「くまもと景観賞」登場。

地域の個性を生かした熊本らしいま  
ちづくりに貢献した個人や団体を顕彰  
するために、熊本県では「くまもと景  
観賞」を創設しました。第一回の昭和  
63年度には77件の応募があり、熊本市  
の「熊本流通団地」をはじめ、7カ所  
が表彰されています。

また、県内のいくつかの市町村でも  
景観に関する条例制定の動きが見られ  
るなど、より良い景観づくりに対する  
関心は徐々に高まりをみせています。  
美しい景観は、一朝一夕に形成され  
るものではありません。また、一部の  
人々の努力だけでなされるものではありません。  
自分のまちを愛し大切にすることを持っ  
ていきたいものです。

広告のはまちなみの一部。だから…。

広告は、それを必要とする人しな  
い人にかかわらず目に止まり、風景や  
まちなみの一部となっています。誰も  
が関わりを持つものだからこそ、一定の  
ルールによって、より良い姿にしてい  
きたいものです。

熊本県では「熊本県屋外広告物条例」  
を改正し、昭和63年10月から新しいル  
ールで広告物の規制・誘導を行ってい  
ます。基準に合わない広告物の場合、  
是正をお願いしています。屋外広告物  
の掲出については一定のルールを守り、  
優れた景観づくりにご協力ください。

